5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第２号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は助産師国家試験運営本部事務所若しくは助産師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定学校若しくは指定養成所又は助産師国家試験運営本部事務所若しくは助産師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、522円の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴、⑵、⑷又は⑸に該当する者が提出する書類

㋐　次に掲げる書類のいずれか一つ

①　看護師国家試験の合格証書の写し（助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は合格証明書

②　看護師免許証の写し（助産師国家試験運営本部事務所若しくは助産師国家試験運営臨時事務所又は都道府県医務主管課若しくは保健所に当該免許証を提示し、原本照合を受けたもの）

③　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した看護師学校の修業証明書（以下「看修業証明書」という。）若しくは３年以上看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「看修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書（以下「看修業見込証明書」という。）又は文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所の卒業証明書（以下「看卒業証明書」という。）若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「看卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書（以下「看卒業見込証明書」という。）

この場合、看修業見込証明書又は看卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成30年３月５日（月曜日）午後２時までに看修業証明書若しくは看卒業証明書又は看修業判定証明書若しくは看卒業判定証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

なお、平成30年３月５日（月曜日）午後２時までに看修業証明書又は看卒業証明書の提出がなされないものについては、平成30年３月16日（金曜日）午後２時までに看修業証明書又は看卒業証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

④　看護師国家試験受験資格認定書の写し（助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

㋑　指定学校の修業証明書若しくは１年以上助産に関する学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書又は指定養成所の卒業証明書若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成30年３月５日（月曜日）午後２時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

なお、平成30年３月５日（月曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、平成30年３月16日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

ウ　４の⑶に該当する者が提出する書類　助産師国家試験受験資格認定書の写し（助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成29年11月17日（金曜日）から同年12月８日（金曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、助産師国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる助産師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌オフィス
宮城県　ランスタッド・仙台オフィス
東京都　ランスタッド・首都圏プロセスセンター
愛知県　ランスタッド・名古屋オフィス
大阪府　ランスタッド・難波オフィス
広島県　ランスタッド・広島オフィス
香川県　ランスタッド・高松オフィス
福岡県　ランスタッド・福岡オフィス
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成29年12月８日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

５の⑴イ㋐③及び㋑に該当する者は、それぞれに掲げる期限までに必要な書類の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、5,400円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、平成30年２月１日（木曜日）までに受験票が到着しない場合は、助産師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

6　合格者の発表　試験の合格者は、平成30年３月26日（月曜日）午後２時に厚生労働省及び８の⑵に掲げる各地の助産師国家試験運営臨時事務所にその受験地及び受験番号を掲示して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成29年10月13日（金曜日）までに助産師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

助産師国家試験運営本部事務所　東京都豊島区西池袋１丁目７番７号　東京西池袋ビルディング13階　郵便番号171－0021　電話番号03（5396）7837

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する助産師国家試験運営臨時事務所とする。